

島原地域広域市町村圏組合議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

平成21年3月26日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、日額6,000円とする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、職務に従事した日数に応じて、その月分を翌月10日までに支給する。

(費用弁償)

第4条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、管理者の旅費相当額とし、支給方法については、島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第12号）の規定を準用する。

(議員報酬等の口座振替)

第5条 管理者は議員報酬又は費用弁償の支払について、議員の申出により口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合議員等並びにその他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 島原地域広域市町村圏組合議員等並びにその他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名中「議員等」を「監査委員等」に改める。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改め、「、議会の議員」を削り、「議員等」を「監査委員等」に、「について必要な事項を定めることを目的」を「の額並びにその支給方法について定めるもの」に改める。

第2条から第5条までの規定中「議員等」を「監査委員等」に改める。

別表第1中

議員等	日額	円 6,000	
監査委員	日額	15,000	監査業務に限る
介護認定審査会 委員	日額	18,300	医師委員
	日額	15,000	医師委員を除く

を

監査委員	日額	円 15,000	監査業務に限る
	日額	6,000	監査業務を除く
介護認定審査会 委員	日額	18,300	医師委員
	日額	15,000	医師委員を除く
前2項に定める 職以外の委員	日額	6,000	

に改める。

別表第2中

議会議員 監査委員	管理者の旅費相当額	
--------------	-----------	--

を

監査委員	管理者の旅費相当額	
------	-----------	--

に改める。